

# 佐倉市少年野球連盟規約

## 第1条 (名称)

本連盟は、佐倉市少年野球連盟と称する。

## 第2条 (目的)

本連盟は、少年野球の普及とスポーツ精神を養い相互の親睦を図り、少年少女の健全育成を推進することを目的とする。

## 第3条 (事業)

1. 佐倉市内小学生野球の進行交流と融和
2. 佐倉市内小学生野球に関する研究、指導、連絡等
3. 佐倉市内小学生野球大会を主催する。
  - イ. 春季大会 (佐倉市長杯) 佐倉市・佐倉市スポーツ協会主催
  - ロ. ろうきん旗佐倉予選大会 (秋季大会・なの花交通バス杯) なの花交通バス(株)と共催
  - ハ. ライオンズ旗新人大会 (全日本学童/関東学童佐倉予選) 佐倉ライオンズクラブと共催
  - ニ. 長嶋茂雄旗争奪大会 (長嶋茂雄杯) (公社)佐倉青年会議所と共催
  - ホ. 低学年大会 (ミズノ杯争奪大会) ミズノ(株)後援
  - ヘ. ここすも・ここいえ旗大会 (関東学童秋季大会県予選) (株)美研グループと共催
  - ト. 友遊ボール大会 (佐倉市内郵便局長杯大会) 佐倉市内郵便局長と共催
  - チ. 佐倉市スポーツ少年団野球専門部の活動を後援する。 主に軟式野球交流大会を後援

## 第4条 (組織と加盟)

本連盟は、原則として佐倉市内に居住する小学生によって組織し、指導者は責任ある成人指導者を代表とするチームである。加盟するチームは、スポーツ障害保険に加入することを義務づけする。

## 第5条 (役員)

1. 本連盟に次の役員を置く事が出来る。

① 会 長	1 名	② 副 会 長	1 名
③ 事 務 局 長	1 名	④ 事 業 部 長	1 名
⑤ 会 計 部 長	1 名	⑥ 審 判 部 長	1 名
⑦ 審 判 副 部 長	2 名	⑧ 審 判 事 務 局 長	1 名
⑨ 会 計 監 査	2 名	⑩ 広 報 部 長	1 名
⑪ 事 務 局 次 長	1 名	⑫ 事 業 部 次 長	1 名
⑬ 理 事	各チーム1名		
2. 理事は、各チームから1名選出し、役員は会長、審判部長、審判副部長、審判部事務局長を除き理事の互選で役職を決定し、総会の承認を得る。
3. 会長は、理事会で推薦し総会の承認を得る。
4. 役員任期は、2年とし再任は妨げない。
5. 会計監査は、チーム代表者またはチームの責任ある指導者の中から選出する。
6. 役員職務は、以下の通りとする。
  - (1) 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会務を代行する。
  - (3) 事務局長は、本連盟の運営上必要な一切の庶務を担当するとともに役員間の連絡、調整に努める。
  - (4) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
  - (5) 事業部長は、本連盟の各大会についての運営での企画・立案をする。
  - (6) 事業部次長は、事業部長を補佐する。
  - (7) 会計部長は、本連盟の財産を管掌し予算・決算書を作成し帳簿に記載し保管する。
  - (8) 審判部長は、本連盟の各大会における審判の運営を主宰する。
  - (9) 審判副部長は、審判部長を補佐する。
  - (10) 審判事務局長は、審判部運営を企画、庶務を担当する。
  - (11) 会計監査は、本連盟の会計を監査し総会に報告し承認を得る。
  - (12) 広報部長は、本連盟の各大会における広報活動を主宰する。
  - (13) 事業部理事は、事業部長を補佐し各大会の運営にあたる。
7. 総会での承認を得て、名誉会長・顧問・参与をおく事が出来る。

## 第6条（会議）

本連盟の会議は、総会、執行部会、理事会とし、各会議の構成は次の通りとする。

1. 総会は、年1回会長が招集し開催する。会議は、会長以下役員【第5条】・チーム代表者の参加により次の事項を審議決定する。事業ならびに決算報告、事業計画、予算、役員改選、規約、その他重要な事項。議長は、チーム代表者または、チームの責任ある指導者の中から選出する。  
総会は、チーム代表者の総数の2分1以上の出席をもって成立するものとする。総会の議案は、チーム代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 執行部会は、必要に応じて会長の指示で事務局が招集し開催する。審議事項は、理事会の会議を円滑に推進するための草案作成を主とする。構成員は、会長・副会長・事務局長・事業部長・審判部長・会計部長をもって構成する。
3. 理事会は、必要に応じて会長が招集し開催する。構成員は、会長以下役員をもって構成する。  
理事会は、理事の総数の2分1以上の参加をもって開催する。  
理事会の議事は、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 臨時総会は、必要に応じて会長が招集し開催する。

## 第7条（経理）

1. 本連盟の経費は、年間登録費・協賛金・賛助会員年会費およびその他の収入をもって充てる。年間登録費のうち、春季・秋季・ライオンズ旗・長嶋茂雄旗・ここすも。ここいえ旗・低学年大会は一括納付、分割納付の何れでも可とし、友遊ボール大会については分割納付とする。但し、部員の減少等により大会参加が不可能の場合は理事会決議により会費の一部を免除する。

## 第8条（北総大会）

北総大会の出場資格は、年間登録費（初回年間登録費を含む）を納付したチームがブロック内において代表決定戦を実施し上位チームが認められる。但し、北総地区少年野球大会（千葉日報杯予選）は、登録の全チームが参加する。

## 第9条（正会員の派遣）

千葉県少年野球連盟の正会員については、佐倉市少年野球連盟より派遣する。

## 第10条（スポーツ協会・野球協会への派遣）

本連盟は、佐倉市野球協会に加盟し学童部として活動する。但し、組織としての加盟であり、事業および経理については自主的に運営するものとする。また、佐倉市スポーツ協会・佐倉市野球協会に理事として、各1名を佐倉市少年野球連盟の役員から派遣をすることがある。

## 第11条（慶弔）

連盟関係者に関する慶弔については別途定める慶弔見舞い規定を適用する。

## 第12条（賛助会員）

1. 本連盟の目的に賛同し、その発展を助成することを望み、規定の申込書を理事会に提出し、年会費を納入した場合に会員となることができる。
2. 賛助会員制度の運営等については「賛助会員規約」を定める。

付則 この規約は、昭和62年2月10日から施行する。

付則 この改正は、平成5年2月22日から施行する。第5条1～5、第6条の5。

付則 この改正は、平成6年2月20日から施行する。第35条。

付則 この改正は、平成8年2月18日から施行する。第5条の6。

付則 この改正は、平成9年2月23日から施行する。第5条の6の（8）、第9条。

付則 この改正は、平成10年3月7日から施行する。第5条の6の（9）、第7条の1、第8条（但し---以下の文）

付則 この改正は、平成11年2月28日から施行する。第3条のホ、第4条の但し---以下削除、第10条。

付則 この改正は、平成12年2月26日から施行する。第5条の5（またはチームの責任ある指導者）の文章。

付則 この改正は、平成13年2月24日から施行する。第3条の3の（ロ）協賛団体の変更。

付則 この改正は、平成15年3月9日から施行する。第9条正会員以下の文章。

付則 この改正は、平成18年2月25日から施行する。第3条3のハ、（ライオンズ旗）・同ホ、（ミズノ杯争奪大会）括弧内の追記、同ヘ、関東学童新人大会の追加、第5条2.の各地区を各支部へ変更、第7条連盟登録費を年間登録費に変更、同7条1の特定郵便局杯を秋季大会に変更および文章の一部変更、第8条（北総大会）と表記・年間登録費の括弧内の表示・北総大会を北総地区少年野球大会に変更、第9条（正会員の派遣）と表記、第10条（体育協会・野球協会への派遣）と表記と文章の表現方法の変更、第11条（慶弔）を規定する。

付則 この改正は、平成21年2月21日から施行する。第3条への大会名の変更。第7条（経理）本文に賛助会員年会費と1項に日ハム杯・ミズノ杯大会を追記。第12条賛助会員の制定。

- 付則 この改正は、平成23年2月19日から施行する。第3条3項イの大会名変更、同じく3項トの大会名（友遊ボール大会）追加
- 付則 この改正は、平成25年2月17日から施行する。第5条7項に「名誉会長・・・をおく事が出来る」を追記する。第7条1項に「友遊ボール大会」を追加する。
- 付則 この改正、平成26年2月15日から施行する。第4条「佐倉市内の小学生」を「佐倉市内に居住する小学生」に改定。第5条（5）、第6条2項の「会計」を「会計部長」に改定。第7条友遊ボール大会の分割納付「を認める」を「とする」。
- 付則 この改正は、平成27年2月14日から施行する。第3条の主催、協賛、後援の表示。第5条1.の⑩事務局次長、⑪事業部次長の新設。2.の役員を選出方法の変更。第5条6の役員の職務について（4）事務局次長、（6）事業部次長を追加。
- 付則 この改正は、平成28年2月20日から施行する。第3条3項（ニ）長嶋茂雄旗争奪大会の名称に（長嶋茂雄杯）を併記する。（ハ）の関東学童秋季大会県予選（日ハム杯争奪大会）は美津和タイガー旗杯として毎年開催するに変更する。
- 付則 この改正は平成29年2月18日から施行する。第5条1項⑦の審判副部長を新設及び第5条6項（9）と（10）を追加し以降を繰り下げする。第7条「経理」年間登録費の納付方法の明確化。
- 付則 この改正は、平成30年2月17日から施行する。第3条3、トを佐倉市内郵便局長杯を併記し、佐倉市内郵便局長と共催とする。第10条佐倉市体育協会・佐倉市野球協会への派遣をすることがあるに変更する。
- 付則 この改正は、平成31年1月1日より施行する。第3条3・への大会名を共催者の変更により、ここすも・ここいえ旗杯に変更。第12条2項を改定し、賛助会員規約を定める事を明記した。
- 付則 この改正は令和4年2月19日より施行する。第3条（事業）③のロの秋季大会の名称を「なの花交通バス杯争奪大会」を追記し、なの花交通バス㈱との共催大会とする。第6条（会議）の1、3項の各会議の開催、議決について明確にした。
- 付則 この改定は令和5年2月18日より施行する。第3条（事業）③のチのスポ少の後援を追記。
- 付則 第3条3.のイ・ハ・への大会名を佐倉市の大会名を先に表示する。この改定は令和6年2月17日より施行する。
- 付則 第3条3（ハ）関東学童を追記。第10条の体育協会の名称を変更する。佐倉市体育協会は昨年より体育協会をスポーツ協会の名称変更にもないスポーツ協会に名称を変更するもの。
- 付則 この改正は令和8年2月21日より施行する。第5条（役員）⑦のロの審判副部長を2名に変更する。

## 慶弔見舞い規定

佐倉市少年野球連盟役員相互は、交誼を厚くし和合一体悲喜を共にして連盟の向上と発展と潤いのある生活に努めたい。そのため役員への慶弔、その他に対してその意を表すために次のように定める。

- 死亡した場合
 

代表、監督	花輪と弔意金	10,000円
コーチ（登録者）	弔慰金	10,000円
連盟役員	花輪と弔意金	10,000円
- 病気、災害の場合
 

代表者・監督・コーチ・連盟役員への病気、災害見舞金の支給対象は入院期間が原則として10日以上とし、見舞金は5,000円とする。但し、病気、災害が医師の診断書により重体と認められた時は、この条項を適用せず、その都度執行部会で協議して決定する。
- 全国大会、関東大会、県大会出場の場合は金一封を贈る。
- 返礼は一切辞退する。
- この規定による判断が困難な場合は、執行部会で協議し決定する。

- 付則 この規約は、平成4年2月23日から施行する。
- 付則 この改正は、平成5年2月22日から施行する。規定の3の追加
- 付則 この改正は、平成30年2月17日から施行する。規定の2の改定

# 賛助会員規約

## 第1条（目的）

本規約は、連盟規約第12条賛助会員規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（資格）

本連盟の主旨に賛同し、本連盟を賛助するために入会した法人・団体・個人とする。

## 第3条（議決権）

賛助会員は本連盟の総会における議決権を持たない。

## 第4条（入会）

本連盟の会員となるためには、別に定める会員入会申込書を提出し、連盟会長の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。また、会員は1年単位とし、年度途中にかかわらず入会月からその年度の12月末日とする。

## 第5条（会費の納入）

年会費は1口5,000円とし、1口以上の会費を納入する事とする。納付方法は入会申込書に記載された方法とする。

## 第6条（退会）

会員が退会を希望する場合は、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

## 第7条（除名）

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、総会の議決により、これを除名する事ができる。その場合、納入された年会費は返納しない。

- （1）本連盟の規約に違反した場合
- （2）第9条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
- （3）故意・過失に問わず、本連盟の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為を行った場合

## 第8条（守秘義務）

本連盟は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用する事はできない。会員は本連盟の許可を得ずに会員として知り得た本連盟の非公開情報等を公開または使用する事はできない。

## 第9条（禁止事項）

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- （1）会員情報など本連盟へ虚偽の申請を行う行為
- （2）他の会員、第三者もしくは本連盟の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- （3）本連盟の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
- （4）その他、本連盟理事会が不適切と判断する行為

## 第10条（特典利用）

会員は以下の特典を利用することができる。

- （1）本連盟からのニュース、その他情報
- （2）本連盟が主催する大会・講習会・懇親会等への参加
- （3）本連盟のホームページのバナーの掲載及びリンク

## 第11条（その他）

本連盟の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本連盟はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本連盟に損害を与えた場合、本連盟は当該会員に対しての相当の損害賠償の請求を行う。

附則 この規約は、平成31年1月1日から施行する。